

## 生活保護基準改定に係る審査請求の調査審議について

## 1. 諮問について

迅速かつ公正な審議を図るため、生活保護の基準改定に係る審査請求については、処分庁、審査請求日及び審査請求の趣旨等が同一であるものを一括りにして諮問を受ける。

## 2. 調査審議の進め方

- 処分庁、審査請求日及び審査請求の趣旨等が同一であるものを一括りにしてなされた諮問ごとに調査審議を行う。

通常の諮問の場合と同様、諮問された順に各部会に割り振りを行う。

- 事前送付資料や各部会における調査審議の進め方については、各部会において方針を決定する。

## 3. 今後の進め方

- 7月の各部会では、生活保護の基準改定に係る審査請求のうち、個別諮問案件について調査審議を行う。

- 併せて、各部会は7月中を目途に、調査審議の進め方等について方針を決定する。